

事前評価調書

I 事業概要																																									
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																								
地区名	<small>いっばんけんどう さかえまさなりしんでんかにえせん</small> 一般県道 境政成新田蟹江線																																								
事業箇所	<small>あまぐんとびしまむらまつのごうちない</small> 海部郡飛島村松之郷地内																																								
事業のあらまし	<p>・当路線は、<small>あま とびしまむら</small>海部郡飛島村の中心部を南北に通り、国道23号と主要地方道一宮蟹江線<small>いちのみやかにえ</small>を結ぶ幹線道路である。</p> <p>・当該工区の付近には、<small>とびしま とびしま</small>飛島村役場、飛島学園、病院などの公共施設があるため、歩行者の往来も多い。加えて、本路線の一部区間は通学路に指定されている。</p> <p>・しかしながら、当該区間には歩道がなく、非常に危険な状況にあることから、歩道を整備することにより歩行者の安全性向上を図るものである</p>																																								
事業目標	【達成（主要）目標】 歩行者等の安全性確保 【副次目標】 —																																								
事業費	事業費		内訳																																						
	1.5 億円	■工事費 0.7 億円、■用地補償費 0.7 億円、■その他 0.1 億円																																							
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2024 年度	完成予定年度	2028 年度																																			
事業内容	歩道設置工事 延長 L=0.24km 幅員 L=10.5m																																								
II 評価																																									
①事業の必要性	1) 必要性	当該路線は、死傷事故率 28.8 件/億キロ、交通事故発生 1 件（2018～2021）と交通事故の発生状況は低いものの、歩道が整備されておらず危険なため、安全な歩行空間の確保が必要である。																																							
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																						
		【理由】 安全な歩行空間の確保のため、事業の必要性がある。																																							
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #add8e6;"> <th colspan="2"></th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3" style="border: none;">/</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td>0.1</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>0.7</td> <td></td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>						2024	2025	2026	2027	2028	合計	工種区分	調査・設計	←→					/	用地補償		←→				工事				←→		事業費(億円)		0.1	0.7		0.7		1.5
			2024	2025	2026	2027	2028	合計																																	
工種区分	調査・設計	←→					/																																		
	用地補償		←→																																						
	工事				←→																																				
事業費(億円)		0.1	0.7		0.7		1.5																																		
2) 地元の合意形成	地元からの強い要望もあり、市の通学路交通安全プログラムの対象となっていることから、合意形成は図られている。																																								
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																						

		<p>【理由】 十分な事業執行体制が整っており、事業計画の実行性は高いため。</p>
<p>Ⅲ 対応方針</p>		
<p>事業実施が 妥当である。</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>	
<p>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・事業実施前後の交通状況、歩行者及び通学路の安全性の変化。</p>		